

令和 8 年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（案）

令和 8 年 3 月

枚 方 市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 計画地域 | 1 |
| 3. 計画期間 | 1 |
| 第2部 ごみ編 | 2 |
| 1. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量 | 2 |
| 2. 主な取り組み | 3 |
| 3. 収集・運搬計画 | 16 |
| 4. 中間処理計画 | 22 |
| 5. 最終処分計画 | 24 |
| 6. リサイクル制度等への対応 | 25 |
| 7. 市が処理しないごみ等 | 25 |
| 別表1 収集・運搬及び処理する事業者 | 26 |
| 別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法 | 28 |
| 別表3 市が処理しないごみ等 | 34 |
| 第3部 食品ロス編 | 35 |
| 1. 主な取り組み | 35 |
| 第4部 生活排水編 | 44 |
| 1. 生活排水の処理形態別人口 | 44 |
| 2. 枚方市が処理するし尿及び浄化槽汚泥の内訳 | 45 |
| 3. 収集運搬計画 | 45 |
| 4. 中間処理計画 | 45 |
| 5. 最終処分計画 | 46 |
| 6. 主な取り組み | 46 |
| 別表1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥） | 47 |

第 1 部 総論

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、枚方市の区域内の一般廃棄物であるごみ及び生活排水を適正に処理し、ごみの発生抑制や資源循環を推進するため、一般廃棄物処理実施計画を定めるものです。

一般廃棄物処理基本計画が 10 年間の中長期的な処理方針や目標を定める計画であるのに対して、本実施計画は単年度毎に策定する具体的な施策等を示す計画です。基本計画の処理方針に基づき具体的な一般廃棄物の収集・運搬及び処理方法を定め、基本計画の目標達成に向けた単年度毎の主な取り組みを定めます。

2. 計画地域

枚方市全域

3. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第2部 ごみ編

1. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量

本市で発生するごみの排出量は次のとおりである。

| 種 別 | 見込み量 |
|----------|-----------|
| 総排出量 | 101,255 t |
| 家庭系ごみ | 64,120 t |
| 事業系ごみ | 28,591 t |
| 再生資源集団回収 | 8,544 t |
| 動物の死体 | 2,002 匹 |

※事業者等が自ら処理する量は除く。

2. 主な取り組み

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画に定めるごみの焼却量の削減目標達成に向けて、同計画に掲げた以下の基本方針に基づき、施策に取り組んでいきます。



基本方針1 家庭系ごみの徹底した4Rの推進

市民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、可能な限りごみを発生させない取り組み（リフューズ・リデュース・リユース）を最優先に行い、その上でごみの分別の徹底を図りながらリサイクルに組み込み、焼却や埋立を行うごみを最小化します。

令和8年度は、資源ごみがどのようにリサイクルされているかを見える化した情報発信を進めていくことや、リユースのさらなる促進のために事業者との新たな連携を進めていくこと、そして、リチウムイオン電池等の新たな回収に組み込み適正排出を促進すること等に取り組めます。

市の施策の枠組み

1. 環境教育・環境学習や啓発・情報発信の推進

4Rに関する親しみやすいコンテンツを活用した情報発信や学校と連携した環境教育を充実させるとともに、事業者や市内大学等と連携した4R学習の機会の創出を行うなど、市民の行動変容を促す取り組みを進めます。

2. 4R活動の促進

ごみの発生抑制を最優先に取り組みを推進し、事業者と連携したリユース事業の拡充を図ります。また、プラスチック使用製品廃棄物や古紙などのリサイクルの取り組みを強化し、ごみの焼却量の削減を進めます。

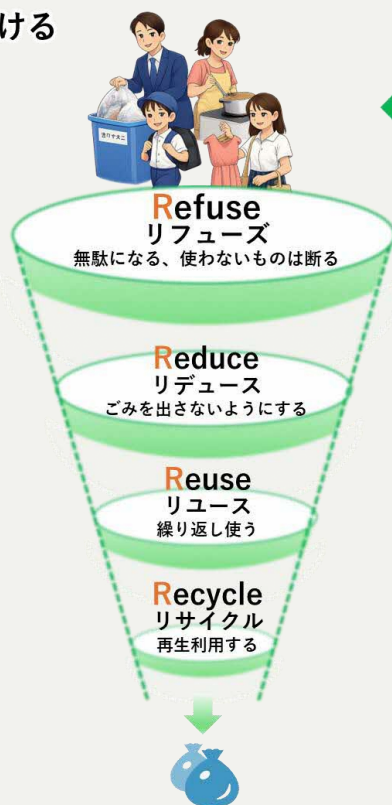
3. 分別排出・適正排出の促進

リチウムイオン電池等や危険物・医療廃棄物などの適正排出の周知徹底を強化するとともに、排出ルールのわかりやすい案内や啓発、ごみ出しが困難な市民への対応など、市民の分別排出・適正排出を促進します。

4. ごみ処理手数料の適正化

4Rの推進やごみ処理経費の負担の公平性の観点などから、一般ごみの有料化の検討を行うとともに、現状の粗大ごみ等の処理手数料の見直しや効率的な手数料支払い方法の検討を進めます。

家庭生活における 4R行動



全体像

市の主な取り組み

1. 環境教育・環境学習や啓発・情報発信の推進

- ①見える化した4Rの情報発信
- ②4R教育の実施

2. 4R活動の促進

- ③生ごみ処理機の補助制度の実施
- ④事業者との連携によるリユースの促進
- ⑤古紙リサイクルのさらなる促進

3. 分別排出・適正排出の促進

- ⑥リチウムイオン電池等の移動式拠点回収の開始
- ⑦ごみ収集等サポートの推進
- ⑧ごみの排出ルールの情報発信

4. ごみ処理手数料の適正化

- ⑨ごみ処理手数料の支払方法の拡充

★主な取り組みの内容

1. 環境教育・環境学習や啓発・情報発信の推進

①見える化した4Rの情報発信

4Rについて、市民により分かりやすく、興味を持っていただけるよう、情報発信を強化します。特に、市民が分別排出した資源ごみがどのようにリサイクルされ、こういったものに生まれ変わっているかを具体的に一連の流れを示したコンテンツをホームページやイベント等で情報発信することで、分別排出の意義と理解を深め、リサイクルの促進を図っていきます。

1. 環境教育・環境学習や啓発・情報発信の推進

②4R教育の実施

小学校・幼稚園・保育所（園）等における出前授業等を引き続き実施するとともに、幅広い世代を対象に、4Rに関する情報発信を行います。また、令和8年度に開設する（仮称）リサイクルセンターにおいて、パネルやデジタルサイネージを活用し、リユース・リサイクルをわかりやすく解説するとともに、リユース品やリサイクル対象物などの実物展示を通じて、資源循環を身近に感じられる体験型学習の場を提供します。

出前授業メニュー（例）

紙芝居

パッカー車の収集体験

ごみとリサイクルの話

ジッパーバッグを使ってクリアコンポストを作ろう など

2. 4R活動の促進

③生ごみ処理機の補助制度の実施

一般ごみの36.9%を占める生ごみの減量を推進するために、家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助制度を引き続き行い、家庭から排出される食品残渣などの生ごみの減量を進めます。

2. 4R活動の促進

④事業者との連携によるリユースの促進

民間事業者の有するノウハウ、販売網、デジタル技術を活用し、令和8年度からインターネットを活用したリユース品販売を開始します。時間や場所の制約を受けず、幅広い年代の人が手軽にリユース品を活用できる機会を提供することで、リユースに対する意識の向上と定着を図ります。

2. 4R活動の促進

⑤古紙リサイクルのさらなる促進

優秀な資源物である古紙は集団回収をはじめ、スーパーの店頭回収や民間の古紙回収業者など、さまざまな排出方法があります。そうした古紙の排出方法の具体的な情報発信を行い、さまざまな機会を活用して、市民が古紙を分別して排出する行動を促します。

また、古紙のうち雑がみの分別排出方法について、市民の理解向上を図るために、雑がみの分別保管用の紙袋の配布を行うなど、古紙リサイクルの促進を図ります。



3. 分別排出・適正排出の促進

⑥リチウムイオン電池等の移動式拠点回収の開始

一般社団法人 JBRC による回収対象外である JBRC 非会員企業の製造したリチウムイオン電池等及び膨張・変形・破損したリチウムイオン電池等の排出方法については、現在、穂谷川清掃工場及び東部清掃工場の窓口での直接受け取りを行っています。

令和8年度からは、新たにリチウムイオン電池等の移動式拠点回収を開始し、リチウムイオン電池等の適正排出の促進を図ります。

3. 分別排出・適正排出の促進

⑦ごみ収集等サポートの推進

ごみ出しが困難な要介護者や障害者等の世帯を対象に、戸別に玄関先でごみを収集する「ふれあいサポート収集」や、大型ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に、大型ごみ等を室内から持出し、収集を実施する「大型ごみ持出しサポート収集」について、着実に実施します。

また、大型ごみ持出しサポート収集について、年齢要件を満たしていない高齢者からの利用相談が多く寄せられている状況を受けて、対象年齢をこれまでの75歳以上を65歳以上に拡大し、市民サービスの充実を図ります。

3. 分別排出・適正排出の促進

⑧ごみの排出ルールの情報発信

粗大ごみマニュアルやごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを利用して、ごみの排出ルールの情報発信を行い、市民のごみ出しの分別排出・適正排出の徹底を図ります。また、分別状況が悪いごみ置き場の利用者に対しては、ポスティングや訪問等により改善を促します。

4. ごみ処理手数料の適正化

⑨ごみ処理手数料の支払方法の拡充

大型ごみや臨時ごみの処理手数料の支払方法については、市民が売りさばき店で必要額のごみ処理券を購入する形式となっておりますが、市民の利便性を考慮した新たな支払方法等の検討を進めます。

基本方針2 事業系ごみの徹底した4Rの推進

事業者が4Rの取り組みを自らの責任と捉え、認識を高めることで主体的に行動ができるように、必要とされる具体的な情報の提供や啓発活動等について計画的な充実・強化を図り、さらなるごみの発生抑制とリサイクルに取り組みます。また、消費者である市民にも4Rに対する理解や協力を求めるなど、市民・事業者・行政が連携して取り組みを進めます。

令和8年度は、排出事業者向け研修、事業者団体等と連携した情報発信、事業系古紙のさらなるリサイクルの促進、優良事例の紹介や事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きの改訂等に取り組みます。

市の施策の枠組み

1. 啓発・情報発信の推進

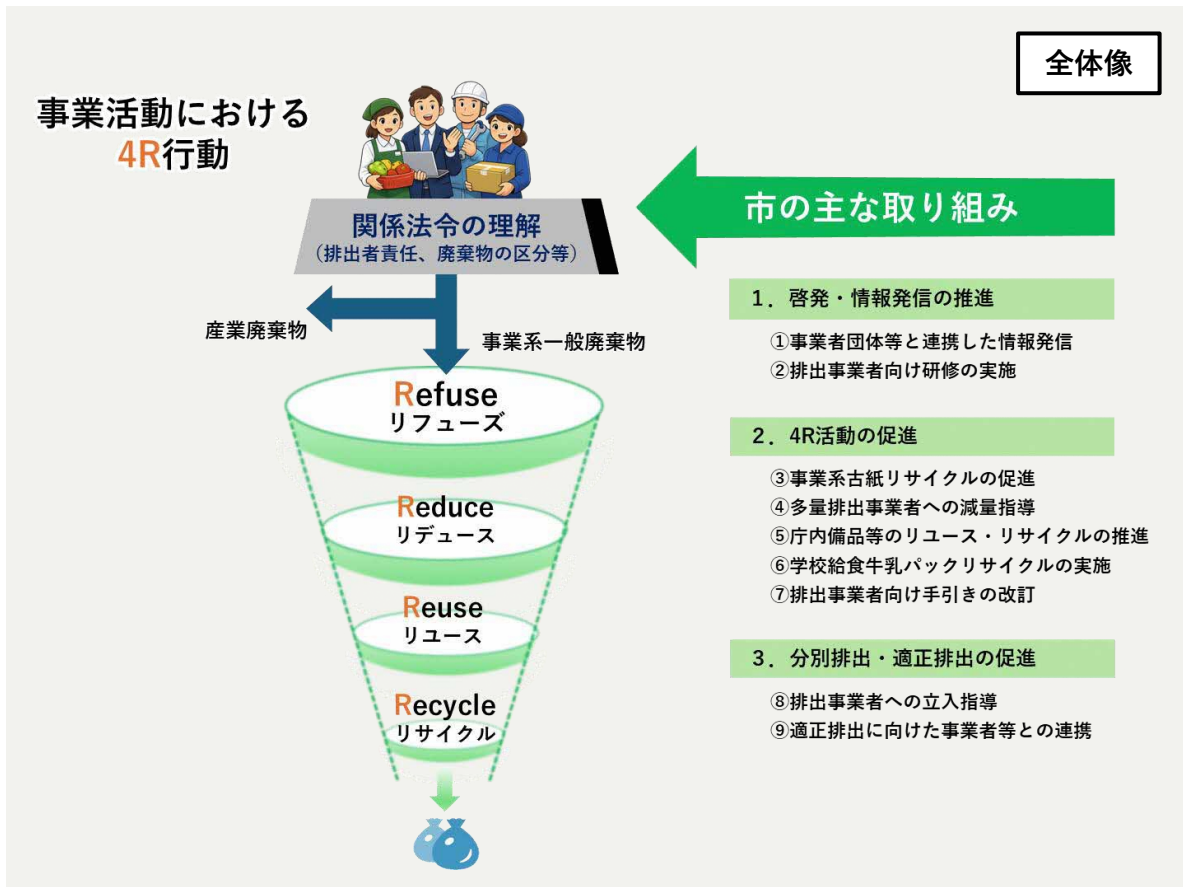
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排出者責任の考えのもと、事業者等と連携した・情報発信を行い、事業者自らの主体的なリサイクルを促進し、事業系ごみの減量を進めます。

2. 4R活動の促進

古紙などの資源化可能な事業系ごみについて、より一層リサイクルの取り組みを促進し、多量排出事業者をはじめとする排出事業者を対象に事業所への立入指導や啓発等を行います。

3. 分別排出・適正排出の促進

事業系ごみの分別排出・適正排出を促進するため、「事業系一般廃棄物の減量や適正処理に関する手引き」を改訂し、事業者等と連携しながら排出事業者への啓発指導等を行います。



★主な取り組みの内容

1. 啓発・情報発信の推進

①事業者団体等と連携した情報発信

排出事業者に対して、事業者団体等と連携したごみの適正処理や4Rの推進に関する情報発信を行います。

令和8年度は、事業系ごみの適正処理や減量・リサイクルについての手引きやチラシを活用した情報発信について事業者団体等と協力して実施します。

1. 啓発・情報発信の推進

②排出事業者向け研修の実施

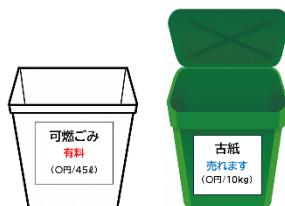
市内の事業所等で廃棄物を管理している従業員等を対象に、事業系ごみの適正処理や減量・リサイクルについての研修を行います。また、研修動画や職場内研修で活用できる資料などをホームページで公開します。

2. 4R行動の促進

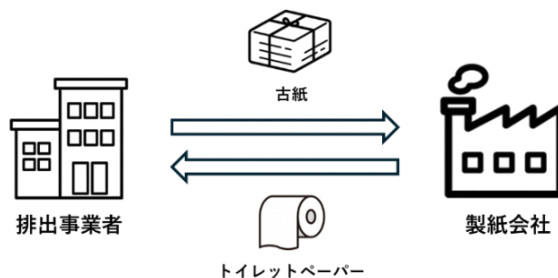
③事業系古紙のリサイクルの促進

機密書類リサイクルや古紙の品目に応じたリサイクル手法について、手引きやホームページで情報発信を行います。また、優良事例に取り組む事業者取材を行い、市のホームページなどで公表することで、事業者のリサイクルの促進を図ります。

(例) ごみ箱に処理料金を掲示することで、従業員にコスト意識を持ってもらいながら、古紙の分別を促進している事例



(例) 排出した古紙のリサイクル処理委託先で製造されたトイレットペーパー等の紙製品を購入し事業所で使用することで、資源循環ループを構築している事例



2. 4 R 行動の促進

④多量排出事業者への減量指導

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例に基づき月平均 2.5 トン以上の一般廃棄物を排出する「多量排出事業者」に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量等計画書の作成を求め、事業所内での減量等の取り組みを推進してもらうとともに、実施状況の確認や適正排出の指導のために、立入調査を実施します。

2. 4 R 行動の促進

⑤庁内備品等のリユース・リサイクルの推進

市の各部署で役割を終え不要となった物品のうち、再利用、再資源化が可能なものを穂谷川資源循環センターで受け入れ、売払いを行います。また、庁内から発生する機密保持の必要がある古紙の再資源化処理について、機密を保持したまま再生処理が可能な再資源化事業者でのリサイクルを行います。

2. 4 R 行動の促進

⑥学校給食牛乳パックリサイクルの実施

市立小中学校の学校給食牛乳パックについて、事業者と連携してリサイクルを実施します。具体的には、学校給食牛乳パックを古紙とそれ以外のフィルムなどに分離し、古紙は段ボール原紙として再生利用し、残渣はボイラー燃料として活用します。



2. 4 R 行動の促進

⑦排出事業者向け手引きの改訂

事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きについて、ごみや資源物の具体的な 4 R 手法や処理方法を追加することにより、事業系ごみの適正処理や 4 R の促進を図ります。

手引き改訂のイメージ

紙類、厨芥類、プラスチック類などのごみ種毎に、まず行っていただきたい「基本的な取り組み」と「一歩進んだ取り組み」を具体的に提示する。

(例) プラスチック類

基本的な取り組み：マイボトルやマイカップの利用 簡易包装の導入 など
一歩進んだ取り組み：バイオマス由来の代替素材製品への転換 など

3. 分別排出・適正排出の促進

⑧ 排出事業者への立入指導

事業系ごみの分別や排出が正しくできていない事業所に対して立入等を行い、ごみの適正処理の指導を行います。

3. 分別排出・適正排出の促進

⑨ 適正排出に向けた事業者等との連携

事業系ごみの収集を行う一般廃棄物収集運搬許可業者と枚方市のごみ量等の状況や4Rの取り組みについて一層の共有を行うなど、連携して排出事業者のごみの適正排出を推進していきます。

基本方針3 持続可能な社会の実現に向けた資源循環推進体制の整備

資源循環の拠点や大規模災害への対応、DXを活用した効率的な収集運搬体制の構築など、将来を見据えた安全で安定的な拠点・体制の整備を進めます。

令和8年度は、休止した穂谷川清掃工場第3プラントの有効活用などの将来を見据えた拠点・体制の整備に取り組みます。

市の施策の枠組み

1. 将来を見据えた拠点・体制の整備

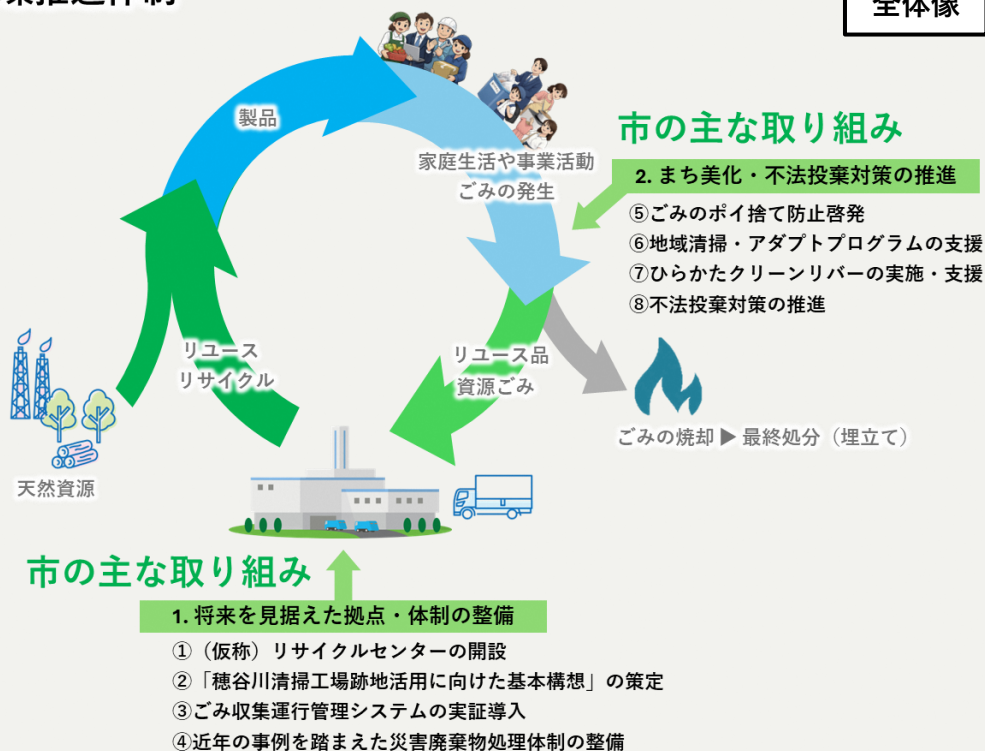
稼働休止する第3プラントを含む穂谷川清掃工場の跡地活用に当たっては、地域脱炭素や循環型社会の実現に寄与する新たな拠点の形成をめざします。また、全国的な大規模災害の発生を受け、国の方針や対応事例を踏まえ災害廃棄物処理計画を見直すとともに、DXを活用した収集運搬体制の効率化を推進します。

2. まち美化・不法投棄対策の推進

市民の住みよいまちづくりを推進するため、ごみのポイ捨てや不法投棄への対策を進めます。

資源循環推進体制

全体像



★主な取り組みの内容

1. 将来を見据えた拠点・体制の整備

①（仮称）リサイクルセンターの開設

ごみ焼却施設としての役割を終えた穂谷川清掃工場第3プラントの建屋を暫定的に活用し、令和8年度から、ごみ減量と資源再生の拠点となる（仮称）リサイクルセンターを開設します。センターでは、家庭で不要となった物品で再利用が可能なものの受け入れや、リユース品の展示・販売などを通じて、リユース・リサイクルの推進と4Rの普及促進を図ります。



1. 将来を見据えた拠点・体制の整備

②「穂谷川清掃工場跡地活用に向けた基本構想」の策定

穂谷川清掃工場及び同工場周辺の市有地を対象に地歴調査及び民間事業者へのサウンディング調査を実施し、導入する機能にあわせた土地利用や建物配置計画の検討、事業手法の選定、概算事業費の算定及び整備スケジュール等をまとめた「穂谷川清掃工場跡地活用に向けた基本構想」の策定に取り組めます。

1. 将来を見据えた拠点・体制の整備

③ごみ収集運行管理システムの実証導入

令和7年度から「空き缶、びん・ガラス類」の収集において実証実験を開始している、運行管理システムは、GPS タブレットを車載することにより、収集時における収集データ等の管理を行い、これまで帳票から手入力していたものを自動入力するほか、収集作業状況をリアルタイムで把握でき市民からの問い合わせ対応がスムーズに行えています。引き続き、実証を重ね導入に向けて効果を検証していきます。

1. 将来を見据えた拠点・体制の整備

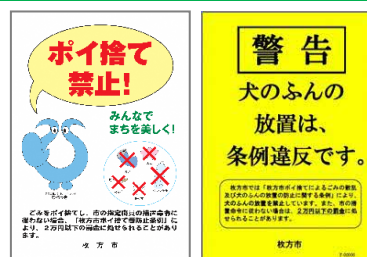
④近年の事例を踏まえた災害廃棄物処理体制の整備

大規模な災害発生時における被災自治体単独での廃棄物処理の困難性や初動対応の重要性を踏まえ、近年の大規模な豪雨や地震災害における災害廃棄物処理事例から知見や教訓を得ながら、平時からの備えや災害廃棄物処理体制の整備に向けて検討を進めます。

2. まち美化・不法投棄対策の推進

⑤ごみのポイ捨て防止啓発

ポイ捨て・置き去りごみゼロに向けて、ごみのポイ捨て禁止や犬のふんの放置禁止の啓発看板を配布するなど、引き続き、市民の意識向上を推進します。



2. まち美化・不法投棄対策の推進

⑥地域清掃・アダプトプログラムの支援

ごみの散乱やポイ捨てのない美しく快適なまちにするために、市民グループや地元企業などの団体が公共場所において美化活動を行うアダプトプログラム制度や、自治会などが地域の公共場所を清掃する地域清掃の活動時には、ごみ袋の提供やごみ収集等の支援を行います。



2. まち美化・不法投棄対策の推進

⑦ひらかたクリーンリバーの実施・支援

枚方市の主要な3河川の市民等のボランティアによる清掃活動である「クリーンリバー船橋川」、「天の川クリーン&ウォーク」、「クリーンリバー穂谷川」を「ひらかたクリーンリバー」として実施・支援します。



2. まち美化・不法投棄対策の推進

⑧不法投棄対策の推進

不法投棄を未然に防止するためにパトロールや不法投棄防止啓発看板の提供を行います。
また、警察等関係行政機関と連携して不法投棄物の対応を行います。

3. 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

① 市による収集・運搬

ア 概要

| 区分 | | 収集主体 | 収集回数 | 収集方法 | 見込み量 | 搬入先 |
|------|--------------------|--------------|-------------|--------------|----------|----------------------|
| 一般ごみ | | 市 (直営・委託) | 週2回 | ステーション 収集 | 48,270 t | 可燃ごみ広域処理施設 東部清掃工場 |
| 資源ごみ | ペットボトル・プラスチック製容器包装 | 市 (委託) | 週1回 | | 4,849 t | 北河内4市リサイクルプラザ |
| | 古紙 | 市 (直営・委託) | 月2回 | | 1,769 t | 民間処理施設 |
| | 空き缶、びん・ガラス類 | 市 (直営) | 月2回 | | 2,668 t | 穂谷川清掃工場 |
| | 使用済小型家電 | 市 (直営) | 随時 | | 14 t | |
| | 水銀使用廃製品 | 市 (直営) | 随時 | | — | |
| 粗大ごみ | 粗ごみ・大型ごみ | 市 (直営・委託) | 申込んだ 水曜日 | 戸別収集 | 5,912 t | 東部清掃工場 |
| | 臨時ごみ | | 申込んだ日 | | | |

- ※1 大型ごみとは、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則（以下「規則」という。）第5条の2に掲げるものをいう。「粗ごみ」とは、粗大ごみのうち、規則第5条の2に掲げるもの以外をいう。
- ※2 臨時ごみとは粗ごみ・大型ごみについて、同月中において2回目以降の申し込みをする場合、または1度に7点以上排出する場合をいう。
- ※3 粗大ごみには、廃棄物処理法第6条の3に基づく一般廃棄物（環境大臣が指定する適正処理困難物）の廃スプリングマットレス 2,809 台を含む。
- ※4 市内における自治会等の地域清掃によるごみ及び不法投棄物は、収集・運搬を市が行う。
- ※5 収集・運搬を行う委託事業者については別表1のとおりとする。

イ 収集・排出方法

(ア) 収集回数

| 種 類 | | 回 数 |
|------|--------------------|--|
| 一般ごみ | | 市域を2ブロックに分割し、ブロック毎に週2回の指定曜日 |
| 資源ごみ | ペットボトル・プラスチック製容器包装 | 市域を5ブロックに分割し、ブロック毎に週1回の指定曜日 |
| | 古紙 | 市域を10ブロックに分割し、ブロック毎に月2回の指定曜日 |
| | 空き缶、びん・ガラス類 | 市域を10ブロックに分割し、ブロック毎に月2回の指定曜日 |
| | 使用済小型家電 | 公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1～3回収集 |
| | 水銀使用廃製品 | 公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1～3回収集 |
| 粗大ごみ | 粗ごみ・大型ごみ | 申し込みにより収集 ※ただし、粗ごみと大型ごみの区分毎に1世帯、月1回6点までに限る。 |
| | 臨時ごみ | 申し込みにより収集 ※申し込み回数や収集回数の制限を設けない。 |

※1 地域清掃ごみは、登録団体が実施後、随時収集する。また、不法投棄物は随時回収する。

(イ) 収集方法

| 種 類 | | 収集方法 |
|------|--------------------|---|
| 一般ごみ | | ステーション収集（ステーションは概ね8戸に1箇所） ※中高層集合住宅は、主にコンテナボックスやロータリードラムによる収集 |
| 資源ごみ | ペットボトル・プラスチック製容器包装 | ステーション収集（ステーションは概ね8戸に1箇所） |
| | 古紙 | |
| | 空き缶、びん・ガラス類 | |
| | 使用済小型家電 | 拠点回収（専用の回収ボックス 18箇所） |
| | 水銀使用廃製品 | 拠点回収（専用の回収ボックス 24箇所） |
| 粗大ごみ | 粗ごみ | 戸別無料収集 ※粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。 |
| | 大型ごみ | 戸別有料収集 ※粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。 |
| | 臨時ごみ | 戸別有料収集 ※粗大ごみ予約センターにて受付し、受付の際に収集日（午前または午後）を指定。なお、立会いを必要とする。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。 |

※1 一般ごみ及び資源ごみなどのごみ出しが困難な要介護者や障害者等の世帯を対象に、戸別に玄関先で収集する「ふれあいサポート収集」を実施する。なお、収集については、申し込み後に面談を行い、

可否を決定する。また、大型ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な場合には、「ふれあいサポート収集」の利用者及び「大型ごみ持出しサポート収集」の対象世帯に限り、室内からの持出しを実施する。

- ※2 地域清掃ごみは登録団体等が指定した場所で収集する。また、不法投棄物は不法投棄された場所で回収する。
- ※3 枚方市証紙は枚方市証紙売りさばき人（市内のコンビニエンスストア、酒店、米穀店等。一部、取り扱いしていない販売店もある。）及び枚方市役所、各支所、枚方市駅市民窓口センター並びに穂谷川清掃工場において販売する。
- ※4 別表2に記載する家庭系ごみの排出方法に則って排出することができない場合は、収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者を主体とする。
- ※5 引越荷物運送業者が転居廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法施行規則第2条第10項による所定の場所において、市または一般廃棄物収集運搬許可業者に引渡すこととし、運搬は引渡しを受けた者を主体とする。
- ※6 別表3に記載する市が処理しないごみの収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者を主体とする。

(ウ) 排出方法

ごみを排出する場合、別表2のとおり適正に排出することとする。

② 市民による搬入（持込みごみ）

ア 概要

| 種 類 | 搬入主体 | 見込み量 | 搬入先 |
|------|------|-------|---------|
| 粗大ごみ | 市民 | 383 t | 穂谷川清掃工場 |

イ 搬入方法

家庭から排出する粗大ごみについては、別表2のとおり穂谷川清掃工場に市民が直接搬入することができる。粗大ごみを搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

| 搬入先 | 搬入できる時間帯 |
|---------|---|
| 穂谷川清掃工場 | 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午後1時～午後3時30分 |

③ 再生資源集団回収

ア 概要

| 種 類 | 見込み量 | 搬入先 |
|-----------------------------------|---------|--------|
| 新聞紙、雑誌等、段ボール、古布、アルミ缶、牛乳パック、紙製容器包装 | 8,544 t | 民間処理施設 |

イ 排出方法

自治会や子ども会などの登録団体が主体となって、資源回収業者と契約を締結し、古紙や古布などの資源物の回収を行う。

ウ 報償金

自治会や子ども会などの登録団体に対し、古紙や古布などの回収量に応じて、「再生資源集団回収報償金交付要綱」に基づき、1kgにつき4円の報償金を交付する。

④ その他危険物の回収

ア 概要

水銀の含有量が大きく、回収ボックスでは安全性が確保できない水銀使用体温計・血圧計等や爆発、火災発生等の危険性が伴う中身入りスプレー缶・ライター類、小型二次電池を回収する。

イ 回収拠点

穂谷川清掃工場・東部清掃工場

※公共施設等への移動式拠点回収も実施する。

(2) 事業系ごみ

① 収集・運搬

ア 概要

| 種類 | 収集主体 | 収集回数 | 収集方法 | 見込み量 | 搬入先 |
|----------------------|---------------|-----------|-----------|----------|---------|
| 可燃ごみ | 一般廃棄物収集運搬許可業者 | 業者との契約による | 業者との契約による | 28,092 t | 東部清掃工場 |
| 粗大ごみ | | | | 261 t | |
| 実験動物の死体及び処理用マット等 | 3 t | | | 民間処理施設 | |
| 木くず (剪定枝、刈草等) | 2,480 t | | | 民間処理施設 | |
| 動植物性残渣 (魚あら、揚げかす) | 153 t | | | 民間処理施設 | |
| 学校給食牛乳パック | 市 | 週2回 | 各学校による | 46 t | 穂谷川清掃工場 |

※1 事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理する場合は、その処理が完結（埋立処分または売却可能な状態への製品化）するまで責任を負うものとする。

※2 一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者については別表1のとおりとする。

※3 市の処理施設への搬入は、別表1 2 市民・事業者が委託する事業者「(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者」の表中、一般廃棄物の項に掲げる8社に限りこれを認める。

※4 可燃ごみには再生利用できない剪定枝や刈草等を含む。

※5 市以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結（埋立処分又は売却可能な状態への製品化）するまでを委託するものとし、処理後の可燃残渣等は、市の処理施設へ搬入することはできない。

※6 実験動物の死体・糞及びマットについてその収集及び運搬は、廃棄物処理法第6条に基づき、同法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（2社）により、収集運搬を行うものとする。

イ 排出方法

事業者は、自らの一般廃棄物を市の処理施設によって中間処理・最終処分するために、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入れて出さなければならない。なお、その際には、産業廃棄物を混入させてはならない。

ウ 搬入時間

一般廃棄物収集運搬許可業者が処理施設へ搬入できる時間帯等は次のとおりとする。

| 搬入先 | 搬入できる時間帯 |
|---------------------------------|--|
| 東部清掃工場 焼却施設 (枚方京田辺環境施設組合) | ①事業系一般ごみ 月～金 午前 5 時～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時 土曜日 午前 5 時～午前 11 時 30 分 日曜日 午前 5 時～午前 9 時 30 分 ②事業系臨時一般ごみ 月～金 午前 9 時～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時 土曜日 午前 9 時～午前 11 時 30 分 日曜日 午前 9 時～午前 9 時 30 分 |
| 東部清掃工場 破碎施設 (市) | 事業系（粗大）及び家庭系臨時ごみ 月火木金 午前 10 時～午前 11 時 00 分 午後 2 時～午後 3 時 土曜日 午前 9 時～午前 11 時 30 分 日曜日 午前 9 時～午前 9 時 30 分 ※水曜日は、破碎施設に臨時ごみは搬入できない。 |

(3) 動物の死体

① 収集・運搬

ア 概要

| 種 類 | 搬入主体 | 見込み量 | 搬入先 |
|-------|----------|---------|---------|
| 動物の死体 | 市（直営・委託） | 1,148 匹 | 穂谷川清掃工場 |

※1 本市域内の公の道路から出る所有者不明の動物の死体（犬、猫、その他の小動物）について、当該公の道路の管理者等は穂谷川清掃工場に搬入することができる。

イ 収集方法

| 種 類 | 収集方法 |
|-------|--|
| 動物の死体 | 戸別有料収集（動物の死体は粗大ごみ予約センターにて受付し、月曜日から金曜日の午後 4 時までの申し込み受付分については当日中に収集する。それ以降の受付分は翌日の午前中に収集する。ただし、金曜日の午後 4 時以降の受付分は翌週の月曜日の午前中に収集する。）。 |

② 市民による搬入

ア 概要

| 種 類 | 搬入主体 | 見込み量 | 搬入先 |
|-------|------|-------|---------|
| 動物の死体 | 市民 | 854 匹 | 穂谷川清掃工場 |

イ 搬入方法

穂谷川清掃工場に市民が直接搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

| 搬入先 | 搬入できる時間帯 |
|---------|--|
| 穂谷川清掃工場 | 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午前9時～午後5時 |

4. 中間処理計画

(1) 概要

| 種 類 | 処理方法 | 一次処理施設 | 二次処理施設 | 見込み量 | |
|--|------------------------|--------------------------|-------------------|----------------------|---------|
| 家庭系一般ごみ | 一次処理：焼却 二次処理：埋立て | 可燃ごみ広域処理施設 東部清掃工場 | フェニックス 最終処分場 | 83,431 t | |
| 事業系可燃ごみ | | 東部清掃工場 | | | |
| 可燃残渣 | | | | | |
| 資源ごみ | ペットボトル・ プラスチック製容器包装 | 一次処理：選別・圧縮梱包 二次処理：資源化 | 北河内4市リサイクル プラザ | 再商品化事業者 (指定法人ルート) | 4,849 t |
| | 古紙 (行政分別回収) | 資源化 | 民間処理施設 | — | 1,769 t |
| | 空き缶、びん・ガラス類 | 資源化 | 民間処理施設 | — | 2,668 t |
| | 使用済小型家電 | 資源化 | 民間処理施設 | — | 80 t |
| | 水銀使用廃製品 | 資源化 | 民間処理施設 | — | 48 t |
| | 再生資源集団回収 (古紙・古布等) | 資源化 | 民間処理施設 | — | 8,544 t |
| | 学校給食牛乳パック | 資源化 | 民間処理施設 | — | 46 t |
| | 小型二次電池 (小型充電式電池) | 資源化 | 民間処理施設 | — | — |
| | 金属 | 資源化 | 民間処理施設 | — | 777 t |
| 家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ | 破碎・選別 | 東部清掃工場 | — | 6,363 t | |
| 実験動物の死体及び 処理用マット等 | 一次処理：焼却 二次処理：埋立て | 民間処理施設 | — | 3 t | |
| 木くず(剪定枝、刈草等) ※事業系一般廃棄物 | 資源化 | 民間処理施設 | — | 2,480 t | |
| 動植物性残渣 (魚あら、揚げかす、調理くず) ※事業系一般廃棄物 | | 民間処理施設 | — | 153 t | |
| 動物の死体 | 一次処理：焼却 二次処理：埋立て | 穂谷川清掃工場 | フェニックス 最終処分場 | 2,002 匹 | |

※1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

※2 使用済小型家電について、近隣市と再資源化共同処理を実施。

※3 水銀使用廃製品のうち、蛍光管については、穂谷川清掃工場において破碎を行い、民間業者において再資源化を行う。

(2) 中間処理に使用する施設への搬入量

中間処理に使用する施設への区分別の搬入量は、次のとおりとする。

| 区 分 | 見込み量 |
|-------------------------------|----------|
| 市（直営） | 3,736 t |
| 市（委託） | 59,787 t |
| 一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者 | 30,989 t |
| 直接搬入 | 835 t |

(3) 中間処理に使用する市関係施設の概要

中間処理に使用する市関係施設は、次のとおりとする。ただし、中間処理に使用する市関係施設以外の処理事業者は別表1のとおりとする。

① 焼却施設

| | |
|------|-----------------|
| 施設名 | 穂谷川清掃工場 |
| 所在地 | 枚方市田口5丁目1番1号 |
| 型式 | <動物焼却炉> バッチ式焼却炉 |
| 処理能力 | 50kg/h×1基 |

| | |
|------|---------------------|
| 施設名 | 東部清掃工場（枚方京田辺環境施設組合） |
| 所在地 | 枚方市大字尊延寺2949番地 |
| 型式 | 全連続燃焼式焼却炉 |
| 処理能力 | 120t/日×2基 |

| | |
|------|-------------------------|
| 施設名 | 可燃ごみ広域処理施設（枚方京田辺環境施設組合） |
| 所在地 | 京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地 |
| 型式 | 全連続燃焼式焼却炉 |
| 処理能力 | 168t/日×1基 |

② 資源化施設

| | |
|------|-------------------------------|
| 施設名 | 北河内4市リサイクルプラザ（北河内4市リサイクル施設組合） |
| 所在地 | 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号 |
| 処理方式 | 選別・圧縮梱包処理 |
| 処理能力 | 53t/日（11時間稼働） |

③ 破碎施設

| | |
|------|-------------------------|
| 施設名 | 東部清掃工場 |
| 所在地 | 枚方市大字尊延寺2949番地 |
| 型式 | 低速二軸せん断式破碎機・衝撃せん断回転式破碎機 |
| 処理能力 | 39t/5時間 |

5. 最終処分計画

(1) 埋立て処分

| 種 類 | 処理主体 | 処理施設 | 見込み量 |
|-------------|-------------|-----------------|---------|
| 焼却灰、ばいじん処理物 | 枚方京田辺環境施設組合 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 8,297t |
| 不燃残渣（破碎処理後） | 枚方市 | | 1,212 t |

(2) 資源化処理に使用する市関係施設の概要

| | | |
|------|--------------------------|-------------------|
| 施設名 | 穂谷川清掃工場 ストックヤード及び旧粗大ごみ置場 | |
| 所在地 | 枚方市田口5丁目1番1号 | |
| 対象物 | 水銀使用廃製品 学校給食牛乳パック | 空き缶、びん・ガラス類 |
| 建物面積 | 648m ² | 570m ² |

6. リサイクル制度等への対応

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理（再商品化）を行う。新聞紙、雑誌、段ボール等の古紙や古布については再生資源集団回収による再資源化を推進する。

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

法の対象であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目については、製造事業者等により再資源化処理を行う。

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

デジタルカメラ・ゲーム機などの小型電子機器等については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者により再資源化処理を行う。市では、専用ボックスでの拠点回収や清掃工場での粗大ごみからのピックアップ回収を行う。

(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

パーソナルコンピュータ及び小型二次電池（小型充電式電池）については、法に基づく製造事業者等による自主回収を行うことで再資源化処理を行う。

(5) 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃消火器、廃原動機付自転車及び廃自動二輪車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者等による回収を行うことにより再資源化処理を行う。

7. 市が処理しないごみ

市に処理責任がないもの、市が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、または適正な処理が困難であるために市が処理しないごみは別表3のとおりとする。

別表 1 収集・運搬及び処理する事業者

1. 市が委託する事業者

(1) 収集・運搬委託

| 種 類 | | 事業者 | 本社所在地 |
|-----------|----------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 家庭系 ごみ | 一般ごみ・粗大ごみ | ガイア・都市クリエイト共同企業体 | 枚方市春日野 1 丁目 1 - 39 |
| | | コスミック・アーバンキープ 共同企業体 | 枚方市春日西町 2 丁目 1 - 7 |
| | | 枚方ネットウルビーノ・住吉エコサ ポート共同企業体 | 枚方市出屋敷西町 1 丁目 25 - 10 |
| | | クリーンズ・デルピス共同企業体 | 枚方市長尾西町 1 丁目 6 - 20 |
| | 動物の死体 | クリーンズ・デルピス共同企業体 | 枚方市長尾西町 1 丁目 6 - 20 |
| | ペットボトル・ プラスチック製 容器包装 | 株式会社スリーエフコーポレーシ ョン | 寝屋川市太秦桜が丘 34 番 15 号 |
| | 古紙 | 信和商事株式会社 | 京都府八幡市八幡久保田 1 番地 |

(2) 処理、処分委託

| 種 類 | | 事業者 | 処理場所在地 |
|------------------------------|---------------------|-----------------|--|
| 家庭系 ごみ | 空き缶、びん・ガラス類 | 有限会社徳山産業 | 高槻市北大樋町 45 番 1 号 |
| | 使用済小型家電 | 大栄環境株式会社 | 兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷 132 番地 8 |
| | 水銀使用廃製品 | 野村興産株式会社 | 北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1 |
| | 古紙 | 信和商事株式会社 | 京都府八幡市八幡久保田 1 番地 |
| | 小型二次電池 (小型充電式電池) | (委託先決定後 追記) | |
| | 金属 | (委託先決定後 追記) | |
| 焼却灰、ばいじん処理物、 不燃残渣 (破碎処理後) | | 大阪湾広域臨海環境整備センター | (搬入施設) 堺基地 堺市西区築港新町 4 丁 4 番 (処分場) 大阪沖埋立処分場 大阪市此花区北港緑地地先 |

2. 市民・事業者が委託する事業者

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者

| 種 類 | 事業者 | 本社所在地 |
|------------------------------------|----------------|------------------------|
| 一般廃棄物 | 株式会社アーバンキープ | 枚方市春日野 2 丁目 2 - 1 |
| | ガイア株式会社 | 枚方市春日野 1 丁目 1 -39 |
| | 株式会社クリーンズ | 枚方市長尾西町 1 丁目 6 -20 |
| | 株式会社コスミック | 枚方市春日西町 2 丁目 1 - 7 |
| | 住吉エコサポート株式会社 | 大阪市住吉区长居 3 丁目 13-15 |
| | デルピス株式会社 | 枚方市堂山 1 丁目 25-11 |
| | 都市クリエイト株式会社 | 高槻市上田辺町 19-8 |
| | 枚方ネットウルビーノ株式会社 | 枚方市出屋敷西町 1 丁目 25-10 |
| 一般廃棄物 (実験動物の死体及び 処理用マット等に限る) | 株式会社猪名川動物霊園 | 兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51- 2 |
| | 株式会社美濃ラボ | 岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1 |

(2) 一般廃棄物再生利用業指定業者

| 種 類 | 事業者 | 本社所在地 | |
|------|------------------|----------------|---------------------|
| 資源ごみ | 木くず (剪定枝、刈草等) | 株式会社都市樹木再生センター | 大東市大字龍間 1266 番 5 |
| | | 株式会社前田造園 | 枚方市養父丘 1 丁目 2 -26 |
| | | 河本興業株式会社 | 枚方市中宮西之町 3 番 8 号 |
| | 動植物性残渣 (魚あら) | 有限会社山田肥料商事 | 東大阪市柏田本町 3 -28 |
| | | 有限会社浪速商会 | 大阪市生野区鶴橋 3 丁目 1 -44 |
| | 動植物性残渣 (揚かす) | 植田油脂株式会社 | 大東市深野 5 丁目 4 -22 |



※ 魚あらの搬出先は、食品リサイクル法に基づき国の登録を受けた大阪府内の再生利用事業者に限る。

(3) 処理、処分業者


| 種 類 | 事業者 | 処理場所在地 | |
|-----------|-----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 事業系 ごみ | 木くず (剪定枝、刈草等) | 株式会社都市樹木再生センター | 大東市大字龍間 1197 |
| | | 株式会社前田造園 | 交野市青山 2 丁目 2647- 1 |
| | | 河本興業株式会社 | 枚方市中宮大池 4 丁目 3 - 6 |
| | 動植物性残渣 (魚あら) | 小島サステナブルフィッシャリー ズ株式会社 | 岸和田市臨海町 16 番 1 |
| | 動植物性残渣 (揚かす) | 植田油脂株式会社 | 大東市深野 5 丁目 4 -22 |
| | 動植物性残渣 (調理くず) ※魚あらを除く | 京都有機質資源株式会社 | 京都府長岡京市神足落述 1 番地 |
| | 実験動物の死体及 び処理用マット等 | 株式会社猪名川動物霊園 | 兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51- 2 |
| 株式会社美濃ラボ | | 岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1 | |

別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法

| 種類 | ごみの内容 | ごみの分け方・出し方 |
|------|--|---|
| 一般ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ○台所ごみ (料理くず・残飯・茶殻・たまごの殻・貝殻・魚のあら・廃食用油等) ○リサイクルに適さない紙類、布くず ○その他小型可燃物 (スポンジ・靴・鞆・カセットテープ・CD等) ○紙おむつ等 ○プラスチック製のライター | <ul style="list-style-type: none"> ・収集日の午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・ごみ袋は無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 ・ごみ袋の口はしっかりくくって出すこと。 ・草花・落葉は、原則として粗ごみとして取り扱うが、一家庭につき1袋を限度として週の後半の収集日に記名して出されたものは、家庭系一般ごみとして収集する。 ・竹串等の鋭利なものは、折り曲げたり、紙で包むなどして危険のない状態で出すこと。 ・古紙、古布類等は、なるべく地域の集団回収に出すこと。やむを得ずごみとして出すときは、少量を他の家庭系一般ごみと一緒にして、標準排出量(※)の範囲内で出すこと。 <small>※標準排出量とは、家庭系一般ごみを排出する場合で、一回の収集日に一世帯につき無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋で1袋分(重量は5キログラム以内)をいう。ただし、台所等から出るごみが多いときは、2袋分まで出せるものとする。</small> ・食用油は、なるべく使いきる。ごみとして出す場合は、布や紙に吸着または、固化剤等で固化させ、袋に入れて出すこと。 ・台所ごみは、よく水切りをしたうえで出すこと。 ・紙おむつは、汚物をトイレに流すなどの方法で取り除いたあと、小袋に入れて二重で出すこと。 ・プラスチック製ライターは中身を使い切り、着火用の石が発火しないようにするため1日ほど水に浸してから出すこと。 ・家庭系一般ごみ以外のものを混入させないこと。 |

| 種類 | ごみの内容 | ごみの分け方・出し方 |
|------------------------------|--|---|
| 資源ごみ (ペットボトル・プラスチック製容器包装) | <p>○ペットボトル（飲料用等）</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <p>○プラスチック製容器包装</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボトル類 (食用油・ドレッシング・飲料・洗剤・化粧品等の容器) ・カップ・パック類 (カップ麺・ゼリー等のカップ、卵・果物等のパック、薬・日用品等のケース、コンビニ弁当・納豆等の容器) ・トレイ（皿型容器）類 (惣菜・生鮮食品等のトレイ、菓子・カレールー等の仕切りトレイ) ・袋、ラップ類 (パン・菓子等の袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム、インスタント食品・冷凍食品等の袋、レジ袋・衣料品・トイレットペーパー・日用品等の袋、詰替用洗剤の袋) ・チューブ類 (マヨネーズ・はみがき等のチューブ) ・その他のプラスチック類 (果物・家電製品等を保護する発泡スチロールやシート等) | <ul style="list-style-type: none"> ・食品トレイやペットボトル等で回収ルートのあるプラスチック製容器は、なるべく販売店に出すこと。 ・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 ・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか、軽く洗って出すこと。(チューブ類は中身を使い切ってから出すこと) ・キャップやふた・ラベルは取り外して出すこと。(金属製のもののは空き缶、びん・ガラス類の日に出すこと) ・プラスチック製容器包装以外のごみを混入させないこと。 |
| 資源ごみ (古紙) | 古紙（新聞紙・雑誌・段ボール・雑がみ） | <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・ひもくりもしくは紙袋に入れて出すこと。 ・シュレッター紙は無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 |

| 種類 | ごみの内容 | ごみの分け方・出し方 |
|-----------------------|--|--|
| 資源ごみ (空き缶、びん・ガラス類) | <p>○空き缶 (飲料、ペットフード、菓子、食用油等の一斗缶よりも小さいスチール又はアルミの空き缶)</p> <p>○びん・ガラス類 (飲料・調味料等のびん、ガラスコップ、化粧品、板ガラス、耐熱ガラス等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売店に返却すること。 ・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。 ・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。 ・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか軽く洗って出すこと。 ・スプレー缶、カセットコンロのガス缶等は必ず使い切ってから出すこと。 ・キャップやふたは取り外して出すこと。(アルミ・スチール製のふたは一緒に出すこと) ・割れたびん等は「ワレモノ」「キケン」のように危険であることを表示して出すこと。 ・空き缶、びん・ガラス以外のものを混入させないこと。 |
| 資源ごみ (使用済小型家電) | <p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第1条第2項に規定する小型電子機器等で、同法施行令第1条第1項に掲げる電気機械器具28品目及びその附属品のうち、回収ボックスの投入口(20cm×30cm)に入る大きさのもの (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話機、ファクシミリ装置 ・携帯電話端末 ・ラジオ受信機 ・デジタルカメラ、DVDレコーダー ・デジタルオーディオプレーヤー ・パソコン ・磁気ディスク装置 ・電子書籍端末 ・ヘッドライヤー ・電子時計、電気時計 ・ゲーム機 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設又は協力店舗に設置する回収ボックスへ営業時間内に搬入すること。 ・個人情報や、排出者が事前に消去しておくこと。 ・電池や蛍光灯などは事前に取り外しておくこと。 ・家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)などの使用済小型電子家電以外のものは回収ボックスに入れないこと。 ・デスクトップパソコンなど回収ボックスに入らないパソコンはメーカー又はパソコン3R推進協会に問い合わせること。 |
| 資源ごみ (水銀使用廃製品) | <ul style="list-style-type: none"> ○蛍光管(直管型、環型、電球型) ○電池類 <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池(円筒形・角型) ・ボタン電池 ○水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設又は協力店舗に設置する回収ボックスへ営業時間内に搬入すること。なお、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計については、穂谷川清掃工場又は東部清掃工場の回収窓口を持参すること。 ・蛍光管のうち、LEDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球、割れた蛍光管は粗ごみとして出すこと。 ・蛍光管は破損防止のため、なるべく紙筒、紙箱にいれたまま回収ボックスに入れること。 ・ボタン電池は、ショートしないように両端をセロテープで覆って出すこと。 |

| 種類 | ごみの内容 | ごみの分け方・出し方 |
|--|--|---|
| 資源ごみ (小型二次電池) (小型充電式電池) | <p>以下の小型二次電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニッケル水素電池 ○ニカド電池 ○リチウムイオン電池 <p>※リサイクルマーク</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>リチウムイオン電池</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ニカド電池</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ニッケル水素電池</p> </div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・平日の午前9時から午後5時までに穂谷川清掃工場または東部清掃工場の窓口を持参すること。 ・指定日に実施する移動式拠点回収場所まで持参すること。 <p>※リサイクルマークがついた小型二次電池は、一般社団法人JBRC協力店の電気製品販売店やホームセンターなどに設置のリサイクルボックスにも排出可能。</p> |
| 資源ごみ (金属製品の一部) | <ul style="list-style-type: none"> ○脚立・はしご（2メートル以上のもの） ○シャッター ○金属製ベッド ○ドラム缶（中身の無いもの） ○スチール製の門扉 ○フェンス ○ドア・鉄柱 ○鉄板・鉄材・鋼材類・ワイヤーロープ ○鉄アレイ・バーベル・ダンベル（ネオプレーン加工（合成ゴム）、ラバータイプのを除く） | <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。）午後1時～午後3時30分に穂谷川清掃工場へ直接搬入すること。 ・金属製品に付属しているゴムやプラスチック等は、取り外して持ち込むこと。 |

| 種類 | ごみの内容 | ごみの分け方・出し方 |
|------|---|--|
| 粗ごみ | <p>電気スタンド・ラジカセ等の家庭電器製品、なべ・せともの等の台所用品、座椅子・布団等の家具・寝具用品、衣装ケース等のプラスチック製品類（但し、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入らないもの及び1メートルを超えないものに限る）、植木を剪定したもの（業者が剪定した場合を除く）など規則第5条の2に掲げるもの以外のもの。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 ・粗ごみの申し込みは、一世帯につき、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。 ・収集当日の午前8時45分までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。 ・粗ごみは、なるべく数点分をまとめてから出すこと。 ・ごみには1点ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載した紙を貼付すること。 ・ガスコンロ・湯沸し器・ストーブ等は着火用電池を取り除いて出すこと。 ・粗ごみ以外のごみを混入させてはならない。 ・粗ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。 <p>粗ごみの認定</p> <ul style="list-style-type: none"> i ごみ袋（無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること）1袋分を1点とする。 ii 縦・横・高さの合計が1.3メートル以内の段ボール箱に入ったもの1箱を1点とする。（大型ごみとして指定するものを除く） iii 長さ1メートル未満のもの数点を1.5メートル以下のひもでくくったものを1点とする。 iv 上記i～iiiによらずに単品で排出された粗ごみは、全て1品をもって1点とする。 v 大型ごみ（指定品目以外）を、解体・分解して原形をとどめない状態で、上記i～iiiによって出すときは粗ごみとして取り扱う。 |
| 大型ごみ | <p>家電リサイクル法対象品目を除く大型家庭電気製品、たんす・机などの大型家具・敷物類、建具、自転車、趣味用品等で、規則第5条の2に掲げるもの。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 ・大型ごみの申し込みは、一世帯につき、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。 ・収集当日の午前8時45分までに自宅前道路際又は指定の所に出すこと。 ・ごみには品目ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記入したそれぞれの品目に係る手数料分の枚方市証紙を貼付すること。 ・大型ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、大型ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。 |

| 種類 | ごみの内容 | ごみの分け方・出し方 |
|-----------|--|--|
| 臨時ごみ | 引越しや大掃除、その他の理由で、粗・大型ごみの点数・申込み制限の範囲を超えるごみ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 ・臨時ごみは、収集時に立会いを必要とする。 ・午前の収集の場合は当日の午前8時45分まで、午後の収集の場合は午後1時までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。 ・枚方市証紙には、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載すること。 ・枚方市証紙は、大型ごみの品目ごとに、粗ごみと基本手数料分はわかりやすいところに貼付すること。 |
| 動物の死体 | 犬・猫・その他小動物の死体 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の死体は、箱・袋等に入れること。 ・動物の死体の収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・ペットの収集を依頼した場合は氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。 ・動物の死体を直接清掃工場に持ち込む場合も、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。 |
| 在宅医療に伴うごみ | 自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・注射筒・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等 | <ul style="list-style-type: none"> ・注射針等の鋭利なものや血液が付着した感染性の恐れのあるものについては、原則として、在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。 ・薬びん等の非感染性のものを排出する場合は、分別区分に従い出すこと。 ・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて、分別区分に従い出すこと。 ・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去して、分別区分に従い出すこと。 |

※1 臨時ごみ及び持込ごみにおける排出量の制限について次のとおりとする。

- ① 「トタン・波板」は1回につき40枚まで
- ② 「畳」は1回につき10枚まで
- ③ 「建具」は1回につき10枚まで
- ④ 自転車は1回につき20台まで

別表3 市が処理しないごみ等

1. 市に処理責任のないごみ

- ・産業廃棄物

2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの

- ・自動車及びその部品（タイヤ、バッテリー、ドア、バンパー、タイヤチェーン、タイヤホイール等）
- ・原動機付き自転車・自動二輪車及びその部品
- ・消火器
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- ・パーソナルコンピュータ（取り替えた部品等は除く）
※市においても使用済小型家電を回収する専用の回収ボックスで拠点回収を実施。
- ・ボタン電池（アルカリボタン電池・酸化銀電池・空気（亜鉛）電池）
※市においてもボタン電池を回収する専用の回収ボックスで拠点回収を実施。

3. 収集・運搬、破碎又は焼却が困難であるもの

- ・ペンキ・薬剤
- ・廃油・灯油・ガソリン等の油類
- ・汚泥
- ・ピアノ
- ・耕運機・農業用機械類
- ・カーポート
- ・発電機(充電器)
- ・エンジン・モーター付き機械類
- ・コンプレッサー
- ・耐火金庫
- ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアーボンベ
- ・浴槽
- ・便器
- ・ソーラー給湯器・電気温水器
- ・ボウリング球
- ・鋳物製の門扉
- ・ダンベル（ネオプレーン加工（合成ゴム）、ラバータイプのもの）
- ・リヤカー
- ・木材（長さが1メートル以上のもの、直径・厚さが10センチメートル以上のもの、板状で厚さが5センチメートル以上且つ幅が30センチメートル以上のもの）
- ・ブロック・レンガ・コンクリート製品、石・ガラ・土砂等

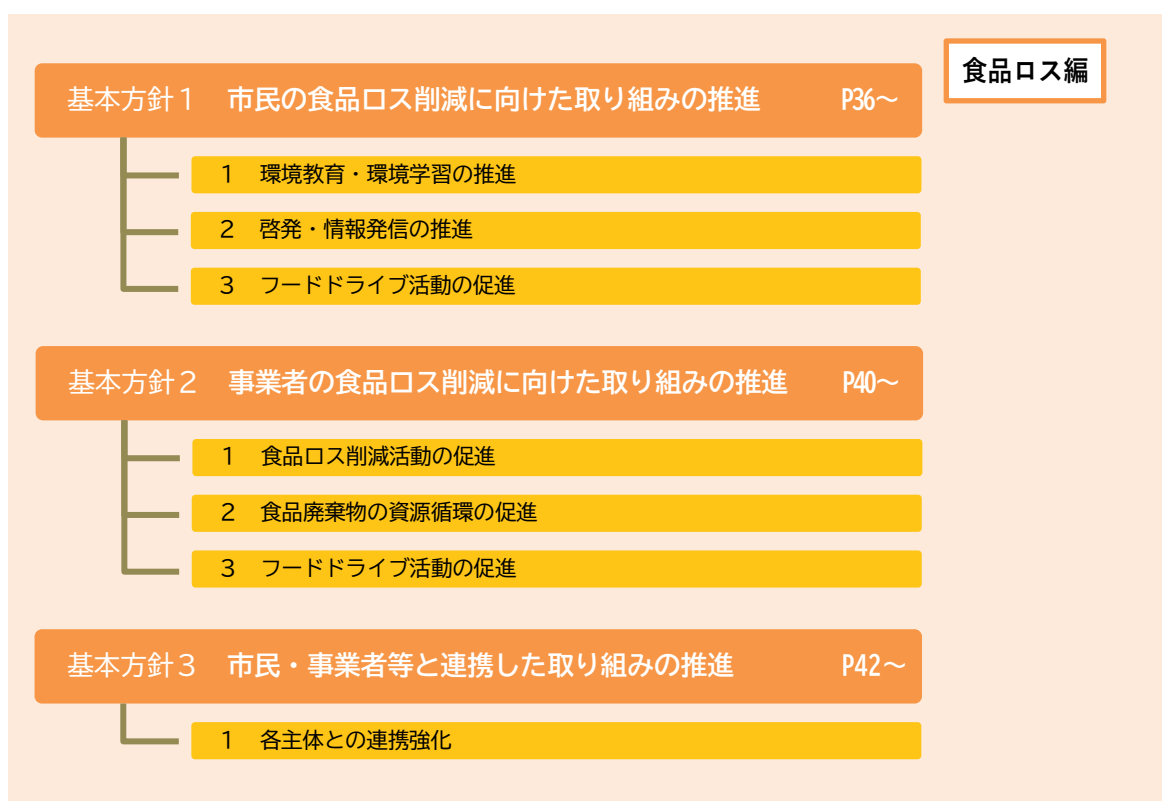
4. その他

- ・仏壇（原形がわからないように解体された場合を除く。）
- ・その他1～3に類するもの

第3部 食品ロス編

1. 主な取り組み

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画に定める食品ロス削減目標及び食品ロス削減に取り組む市民の割合の目標値達成に向けて、同計画に掲げた以下の基本方針に基づき、施策に取り組んでいきます。



基本方針1 市民の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

環境教育・環境学習や食育を通じた食品ロスに関する学習機会の創出や情報発信を充実させ、食べ物を無駄にすることは「もったいない」ということの意識の定着を図り、日々の生活の中で食品ロス削減に向けた行動が実践できるように、一人ひとりの意識の醸成に取り組みます。

令和8年度は、食品ロス削減の料理教室の開催、市ホームページ特設サイトの設置、情報発信の推進や枚方版フードドライブの推進に重点的に取り組みます。

市の施策の枠組み

1. 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりが食品ロスを自分事として捉え、削減に向けた行動ができるよう、環境教育・環境学習を推進し、食品ロスや食育に対する理解を通じて「もったいない」という食を大切にすることを育むなど、食品ロスを学ぶ機会の充実を図ります。

2. 啓発・情報発信の推進

市民が日常的に食品ロス削減に取り組めるよう、「食べのこサンデー」運動や食育との連携、わかりやすい情報提供を行うなど、積極的に学習機会の創出や情報発信に取り組みます。

3. フードドライブ活動の促進

家庭で食べきれない食品を回収し、子ども食堂や生活困窮者などに届けるフードドライブについて、周知を図るとともに、家庭において災害時備蓄食料として保管している賞味期限が近づいた食品の寄附を呼びかけなど、フードドライブへの活用を促進します。

家庭生活における食品ロス削減行動



(行動の例)

- 買い物に行く前に、家にある食材を確認する
- 食品は使い切れる分だけ購入する
- 商品のでまえどりを実施する
- 料理は作りすぎないようにする
- スtock食材を利用する
- 残った料理をリメイクする
- 食品をムダなく使い切る
- 食品を正しく保存する
- 食べる予定のない食品は他の人に譲る
- 外食時には食べきれぬ量を注文する

全体像

市の主な取り組み

1. 環境教育・環境学習の推進

- ①食品ロス削減の料理教室の開催
- ②小学校等における食品ロス削減の出前授業
- ③食品ロス学習教材の活用

2. 啓発・情報発信の推進

- ④食品ロス削減情報を集約したホームページの作成
- ⑤定期的な食品ロス削減の情報発信
- ⑥「食べのこサンデー」運動の推進

3. フードドライブ活動の促進

- ⑦枚方版フードドライブの推進

★主な取り組みの内容

1. 環境教育・環境学習の推進

①食品ロス削減の料理教室の開催

色々な野菜を無駄なく使える切り方講座や冷蔵庫などに余りがちな食材をムダなく使った「使い切りレシピ」、残った料理の「リメイクレシピ」などについての料理教室を開催し、日々の料理における食品ロス削減に向けた様々な工夫と具体的な方法を広く普及させていきます。

1. 環境教育・環境学習の推進

②小学校等における食品ロス削減の出前授業

小学校や市民団体などを対象に、「もったいない」という意識の醸成に向けた食品ロス削減に関する出前授業を実施します。この出前授業では、食品ロスがなぜ発生するのか、そしてそれを減らすために何ができるのかを分かりやすく解説し、具体的な行動へと繋がる学びを提供することで、次世代を担う子どもたちや地域社会の皆様とともに、食品ロス問題の解決に貢献していきます。

1. 環境教育・環境学習の推進

③食品ロス学習教材の活用

子どもから大人まで幅広い世代が、ゲームや体験を通じて食品ロス削減の重要性を理解し、日常生活での行動変容に繋がるよう、大阪府『もったいないやん活動隊』の『なんでやろう？食品ロス』カードゲームなどをイベント等のさまざまな機会を活用し、食品ロス削減について楽しみながら学んでもらう機会をつくります。



2. 啓発・情報発信の推進

④食品ロス削減情報を集約したホームページの作成

食品ロス削減に関する市ホームページを大幅にリニューアルし、市民が食品ロス削減のために具体的にどのような行動を取ればよいのかがわかる情報発信を行います。

ホームページのイメージ

- ・対象者別ページの設置
 - ※トップページから「家庭でできる食品ロス削減」ページへの動線を明確にする。
- ・食材の適切な保存方法を動画や画像で紹介
- ・冷蔵庫チェックリスト・整理術などの買いすぎ防止のツール提供
- ・クイズなどの遊びながら食品ロスについて学べるコンテンツの提供

2. 啓発・情報発信の推進

⑤定期的な食品ロス削減の情報発信

市民に食品ロス削減につながる行動を習慣として、身につけてもらうために、SNS やイベントなどを活用し、定期的に情報発信を行います。

(例)

- ・一人暮らしを始めた市民等をターゲットに、野菜の切り方や食べきりレシピの情報を SNS で発信する。
- ・食品を無駄にしないように、適切に保存できるグッズについて知ってもらうために、イベント等で食品ロス対策グッズの紹介等を行う。



ジッパーバッグ



食品ロス対策ラベルテープ

2. 啓発・情報発信の推進

⑥ 「食べのこサンデー」運動の推進

本市独自の食品ロス削減キャンペーンである「食べのこサンデー」運動を引き続き推進し、冷蔵庫の残り物や使い忘れがちな食材を積極的に使い切る工夫や、計画的な買い物の実践を広く呼びかけます。

「食べのこサンデー」運動

日曜日から食品ロス削減を意識し日々の行動につなげていくためのキャンペーン
<食べる分だけ作りましょう>
<食べる分だけ注文しましょう>
<ご飯を無理なく食べきりましょう>



3. フードドライブ活動の促進

⑦ 枚方版フードドライブの推進

子ども食堂をはじめとする食品提供を必要とする団体・施設へ食品を提供することを目指し、また各家庭における災害時備蓄食料の有効活用を促進するため、「広報ひらかた」や SNS など多様な広報媒体を積極的に活用し、市民への情報発信を通じて、フードドライブが日常生活に根ざした身近な取り組みとなるよう働きかけます。

また、市民等からの食品の受付については、現行の拠点回収に加え、令和8年度からは、(仮称)リサイクルセンターにおいて常時受付を行います。



基本方針2 事業者の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

事業者が自発的に食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクルに取り組むことができるよう、食品ロスの問題や削減の必要性について理解を深めるための啓発・情報発信を行うとともに、食品ロス削減事例を周知するなど、事業者の食品ロス削減の取り組みを促進します。

令和8年度は、排出事業者向け手引きへの食品ロス削減情報の追加、食品小売業等の食品リサイクルの促進やフードバンク・フードドライブ活動の推進に取り組めます。

市の施策の枠組み

1. 食品ロス削減活動の促進

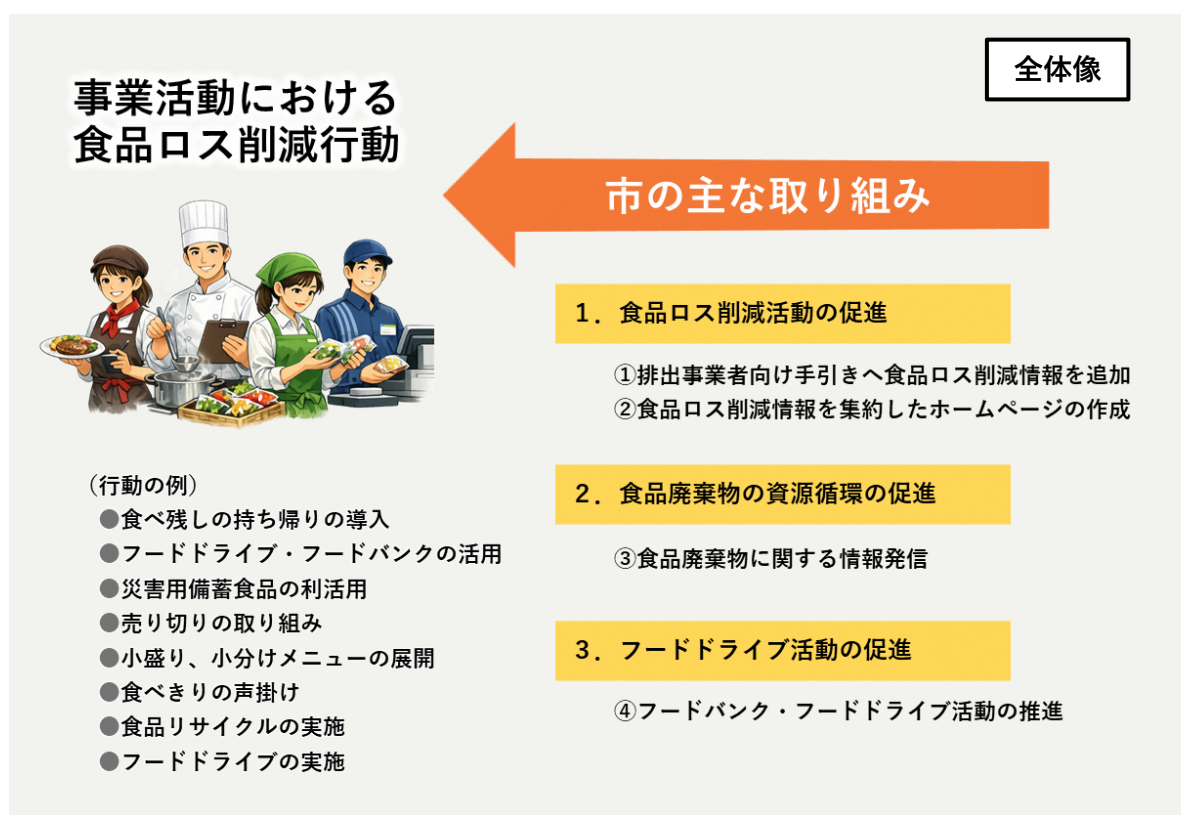
飲食店や小売店などにおける、食べきりや持ち帰り、メニューの工夫、てまえどりなどの取り組みの啓発・情報発信を強化し、事業者による主体的な食品ロス削減に向けた取り組みを促進します。

2. 食品廃棄物の資源循環の促進

食品関連事業者向けに食品廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する情報、取り組み事例などを積極的に周知し、食品廃棄物の減量化を促進します。

3. フードドライブ活動の促進

未利用食品や災害時備蓄食料として保管している賞味期限が近づいた食品のフードバンクへの寄附や事業者による自主的なフードドライブ活動の促進を図り、未利用食品の有効活用を進めます。



★主な取り組みの内容

1. 食品ロス削減活動の促進

①排出事業者向け手引きへ食品ロス削減情報を追加

事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きについて、新たに食品ロス削減に関する情報を追加し、事業系食品ロスの削減を図ります。

手引きへ追加する食品ロス削減情報のイメージ

業種毎の食品ロス削減について、まず行っていただきたい「基本的な取り組み」と「一歩進んだ取り組み」を具体的に提示する。

(例) 食品小売店 基本的な取り組み : てまえどりの推進、値引き・見切り販売
一歩進んだ取り組み: 近隣の子ども食堂への野菜の提供

1. 食品ロス削減活動の促進

②食品ロス削減情報を集約したホームページの作成

食品ロス削減に関する市ホームページを大幅にリニューアルし、業種毎に事業者が食品ロス削減のために具体的にどういった行動を取ればよいのかがわかる情報発信を行います。

ホームページのイメージ

- ・業種別ページの設置
- ・同業種の具体的な削減成功例の紹介
- ・消費者の行動誘導ポスターなどのダウンロードツールの公開（国・府リンク含む）
- ・食品廃棄物の発生状況やフードバンク情報の掲載

2. 食品廃棄物の資源循環の促進

③食品廃棄物に関する情報発信

食品リサイクル法の趣旨や法に基づく食品産業における食品リサイクルの目標などについて、分かりやすく情報発信を行います。

3. フードドライブ活動の促進

④フードバンク・フードドライブ活動の推進

大阪府内で活動するフードバンク団体などの情報を、市内事業者へ発信することで、食品関連事業者から発生する規格外食品などの活用を進め、事業系食品ロスの削減を図ります。

また、事業者による自主的なフードドライブ活動の促進につながるように、実施スキームの情報発信や備品の貸し出しなどの活動のサポートについて検討を進めます。

基本方針3 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

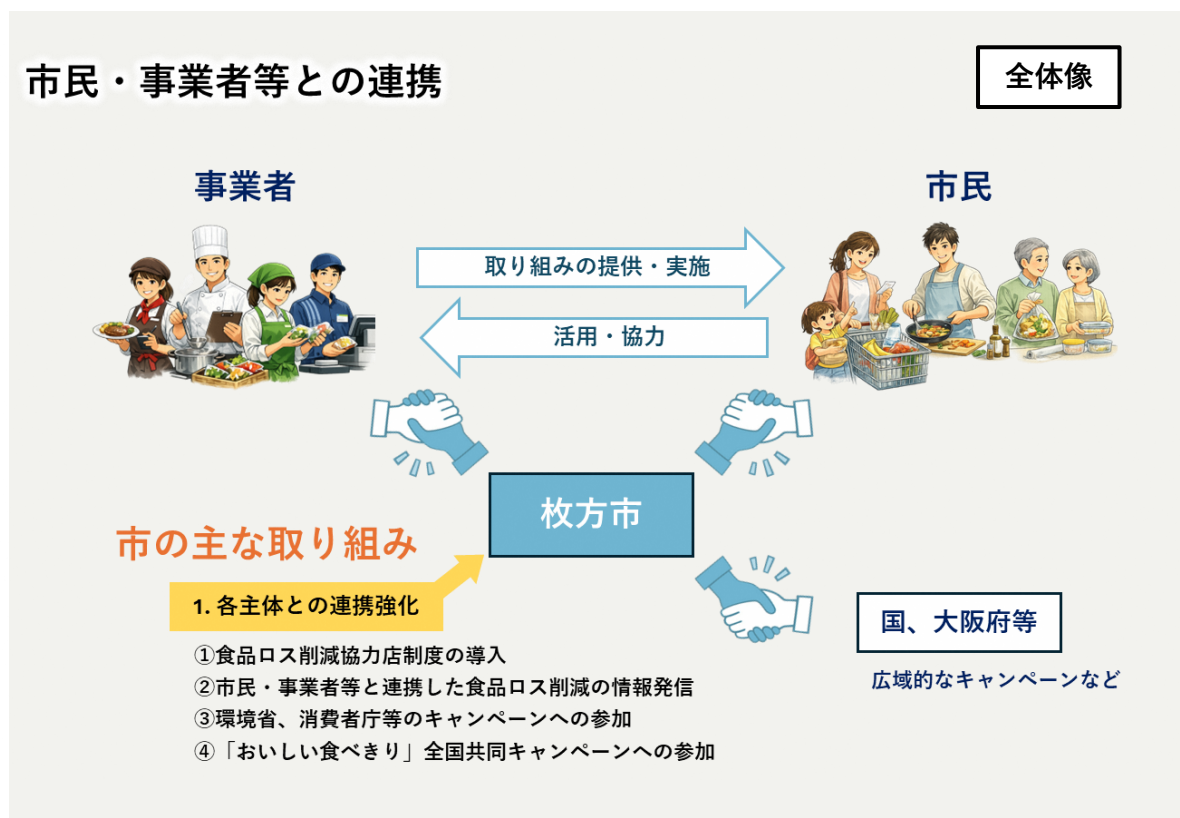
食品ロスは市民、事業者のそれぞれの行動が相互に影響を及ぼしており、各主体による食品ロス削減の取り組みを促進するとともに、連携・協力しながら情報共有・情報発信を図り、食品ロス削減に向けた取り組みを進めます。

令和8年度は、食品ロス削減協力店制度の導入や市民・事業者等と連携した食品ロス削減の情報発信に取り組みます。

市の施策の枠組み

1. 各主体との連携強化

市民、事業者、市内大学と連携したイベント等を実施するとともに、国や大阪府、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などと連携し、食品ロス削減に向けた取り組みを進めます。



★主な取り組みの内容

1. 各主体との連携強化

①食品ロス削減協力店制度の導入

食品ロス削減に向けた取り組み(フードバンクへの食品提供、食べ残しを減らす工夫(小盛りメニューの提供など)、食品廃棄物の再資源化、賞味期限が近い食品の割引販売等)を積極的に行う事業者を「食品ロス削減協力店」として登録する制度を導入します。この制度により、登録された協力店の取り組みを広く市民へ情報発信し、食品ロス削減への市民意識を高めるとともに、協力店への利用を促すことで、その活動を支援します。

1. 各主体との連携強化

②市民・事業者等と連携した食品ロス削減の情報発信

市民、事業者等と連携し、若者から幅広い年代の視点や感性を取り入れた食品ロス削減コンテンツを作成し、各種イベントなどの機会に効果的な情報発信を行います。

1. 各主体との連携強化

③環境省、消費者庁等のキャンペーンへの参加

環境省や消費者庁などが主導する食品ロス削減キャンペーンへ積極的に参加します。具体的には、各省庁が作成する「食品ロス削減月間」ポスターや、「もったいない」を合言葉にした啓発資材などを市内の施設に掲示し、市民への情報発信を強化します。また、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ」に関する情報共有を市内事業者に行うなど、大阪府が実施する食品ロス削減関連の取り組みに協力するなど、府との連携を強化します。これらの活動を通じて、国や地方自治体、市民が一体となって食品ロス削減に取り組む機運を高め、より効果的な啓発活動を展開していきます。



1. 各主体との連携強化

④「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンへの参加

本市は、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会へ参画し、食品ロス削減のため、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンにあわせて、市民への情報発信等を行います。特に、10月には「食品ロス削減月間キャンペーン」として家庭向けの取り組みを、また12月から1月にかけては「忘新年会は食べきり! 3010 運動キャンペーン」として外出向けの取り組みを実施するなど、時期に応じた効果的な情報発信を通じて、食品ロス削減を推進します。

第4部 生活排水編

1. 生活排水の処理形態別人口

本市における令和8年度の生活排水処理形態別人口は以下のとおりです。

| 処理形態区分 | | 処理人口 |
|---------------|-------------------------|---------|
| 計画処理区域内人口 | | 389,553 |
| 水洗化・生活排水処理人口 | 水洗化・生活排水処理人口 | 386,987 |
| | コミュニティ・プラント | — |
| | 合併処理浄化槽 | 12,380 |
| | (うち国交付金設置) | (11) |
| | 公共下水道 | 374,607 |
| | 農業集落排水施設 | — |
| | 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽) | 1,552 |
| 非水洗化人口(汲み取り) | 1,014 | |
| 生活排水処理計画区域外人口 | | 0 |
| 生活排水適正処理率 | | 99.3% |

【参考】生活排水処理の概要と処理主体

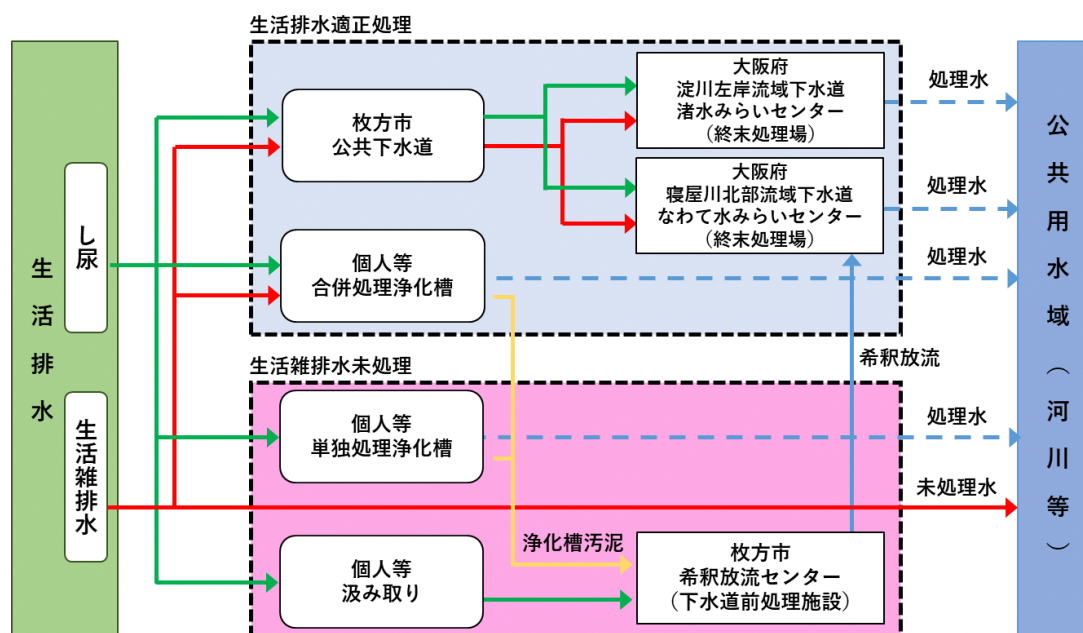


図 生活排水処理の概要と処理主体

2. 枚方市が処理するし尿及び浄化槽汚泥の内訳

汲み取り（未処理）世帯のし尿や浄化槽汚泥等は、本市の希釈放流センターで希釈処理後、公共下水道を経て大阪府下水道終末処理施設で処理します。内訳は以下のとおりです。

| 区分 | 区域 | 人口 | 処理主体 | |
|----------|------|----------|----------|------|
| | | | 収集・運搬 | 中間処理 |
| し尿 | 市内全域 | 1,014 人 | 枚方市、許可業者 | 枚方市 |
| 浄化槽汚泥 | 市内全域 | 13,932 人 | 許可業者 | 枚方市 |
| ディスポーザ汚泥 | 市内全域 | － | 許可業者 | 枚方市 |
| ビルピット汚泥 | 市内全域 | － | 許可業者 | 枚方市 |

(注) ディスポーザ汚泥とは、ディスポーザ排水処理システムから生じた汚泥をいう。

(注) ビルピット汚泥とは、建築物の排水槽のし尿を含む汚泥をいう。

(注) 許可業者：一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業に関する本市の許可を受けた 8 社をいう。

(注) し尿：家庭から生じたし尿（枚方市収集・運搬）及び事業系し尿（許可業者収集・運搬）をいう。

3. 収集運搬計画

希釈放流センターで希釈処理を行う汲み取り（未処理）世帯のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬計画は、以下のとおりです。

| 区分 | 収集・運搬形態 | 収集回数 | 収集量 | 搬入先 |
|----------|---------|-----------------|------------|----------|
| し尿 | 直営 | 21日に1回 または随時 | 1,635 kL/年 | 希釈放流センター |
| | 許可 | | | |
| 浄化槽汚泥 | 許可 | 1回以上/年 | 8,289 kL/年 | |
| ディスポーザ汚泥 | 許可 | 随時 | | |
| ビルピット汚泥 | 許可 | 随時 | | |

4. 中間処理計画

希釈放流センターの施設の概要は以下のとおりです。

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 施設名 | 希釈放流センター（下水道前処理施設） |
| 所在地 | 枚方市出口2丁目30番1号 |
| 処理方式 | 希釈放流方式 |
| 施設規模 | 45kL/日 |
| 受入時間 (許可業者) | 平日午前 9 時から正午12時まで、午後 1 時から午後 4 時15分まで |

なお、希釈放流センターで発生するし渣は東部清掃工場にて可燃ごみとして焼却処理します。

5. 最終処分計画

該当なし

6. 主な取り組み

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画に掲げられる生活排水に係る施策に基づき次のとおり取り組みます。

| 施策内容（基本計画抜粋） | 取り組み |
|-------------------|---|
| 1) 公共下水道の整備 | <ul style="list-style-type: none">○公共下水道の老朽化対策を進め、計画的な維持・修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。○災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向けて、施設の重要度に応じた耐震化を進めます。○下水道事業計画に基づき公共下水道の整備を行い、整備が困難な地域についても公共下水道の普及促進を図ります。○公共下水道が整備された区域の家屋所有者に対して、供用開始前に通知するとともに、水洗化義務期限（供用開始日より3年間）に至るまで、定期的に接続依頼文を送付し、未接続家屋の解消に努めます。○水洗化義務期限を超えた未接続家屋については個別指導及び勧告文書を送付することにより、水洗化指導を行います。 |
| 2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理 | <ul style="list-style-type: none">○本市が行う収集業務については、今後の適正な生活排水処理の進捗や災害時の対応を視野に入れた、より効率的で効果的な収集体制に努めます。○公共下水道整備区域内における未接続世帯の点在化により、収集効率が低下していることから、公共下水道への接続啓発を行い、点在化の縮減に努めます。○希釈放流センターの稼働に支障を来す油分を多く含む浄化槽汚泥等については、現地確認の際に適正な処理方法の指導を行います。 |
| 3) 浄化槽の適正な維持管理の推進 | <ul style="list-style-type: none">○浄化槽の管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検・清掃や法定検査の啓発及び指導を推進します。○公設浄化槽については、本市が適正な維持管理を行います。 |

| 施策内容（基本計画抜粋） | 取り組み |
|---------------------------|---|
| 4) 市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進 | <p>○公共下水道が整備された区域においては、供用開始日から3年以内での公共下水道への接続について、広報誌やホームページにより周知し、水洗化を促進します。</p> <p>○公共下水道整備計画区域外においては、生活排水の処理も行うことができる合併浄化槽の周知や、調理くず・廃油を流さないなど、各家庭で取り組むことができる生活排水対策の周知を行います。</p> <p>○広報誌・ホームページ等により本市の河川の水質状況を紹介するなどの情報発信を行うとともに、各種イベント等を通じ、生活排水対策の重要性について環境学習を推進します。</p> |
| 5) 災害時の対応 | <p>○枚方市地域防災計画に基づき、下水道関連施設や避難所の状況に応じて、仮設トイレを設置するとともに、大阪府に対し、「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書」を基に支援を要請し、汲み取りを実施します。</p> <p>○し尿の処理については、処理施設の状況を踏まえ、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」に基づき対応します。</p> |

別表1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）

| 業者名 | 所在地 |
|-------------|---------------------------------------|
| (株) 交野興業 | 枚方市東香里元町 4-5 |
| (株) 金澤メルビック | 守口市西郷通 1 丁目 2-6 |
| 関西浄化 (株) | 寝屋川市高宮栄町 1-1-106 |
| 北口建設工業 (株) | 寝屋川市新家 1 丁目 8-7 |
| (株) 郡幸工業所 | 寝屋川市郡元町 5-3 |
| ミザック (株) | 大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番 16 号アクア堂島 NBFタワー17階 |
| (株) 三ツ川工業所 | 大東市御領 3 丁目 1-11 |
| 睦工業 (株) | 大阪府中央区内平野町 3 丁目 1-7 |